

令和2年度 コロナ禍における児童虐待防止に係る取組

関係機関等	取組内容	備考
寝屋川市保健所	市民の精神的健康の保持増進に資することを目的とし、コロナ禍においても、こころの健康相談事業を通常通り実施しており、ひきこもりやコロナうつ、また過度な外出自粛による受診控えや治療中断等の相談に対応している。	
危機管理部人権・男女共同参画課	「令和2年度 寝屋川市における児童虐待防止に係る取組」記載の男女共同参画推進センター(ふらっとねやがわ)で実施する面接相談について、必要に応じて、面接から電話相談に変更している。	
危機管理部監察課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスに関する不確かな情報や誤った認識による誹謗中傷、差別的な行為等のいじめは人権侵害であるとし、市立小中学校の児童・生徒に毎月配布するいじめ通報促進チラシに記載するとともに、保護者用のチラシを作成するなど、未然防止の啓発に取り組んでいる。</li> </ul>	
こども部こどもを守る課	<p>こどもを守る課における相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満の子ども及び保護者を対象に臨床心理士が発達などの子どもについての様々な相談、虐待を受けていると思われる子どもに気付いたときや虐待をしまいそうなときの相談窓口を安心・安全メールの配信により市民に周知した。また、市ホームページ(コロナ特設)においても相談窓口等を周知した。</li> </ul> <p>関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所(園)、小中学校等の関係機関に対し、休所(園)・休校等に伴い、子どもの在宅時間が大幅に伸び、虐待が発生するリスクも高い状態であったため、支援対象児童等の連携について、関係機関に対して、情報共有等の依頼を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページでは、相談窓口の周知について常に発信している。</li> </ul>
こども部子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍においても、母子保健事業については国より継続実施を勧める通知が出されており、人数制限や消毒の感染拡大予防対策を講じながら、訪問支援や健診(こども同士の接触の多い育児教室は緊急事態宣言中は中止)を実施。また、オンラインによる相談対応を開始。</li> <li>・窓口業務については、妊娠届出など郵送対応可能な業務については郵送受付を開始。</li> <li>・コロナ禍において、妊娠中の方に対する支援として、寝屋川市妊婦特別支援給付金支給事業や妊婦へのPCR検査費用の助成及び陽性者への寄り添い型支援を実施。</li> </ul>	
学校教育部教育指導課	<p>(スクールソーシャルワーカー配置事業)</p> <p>毎年、中学校区ごとに全教職員を対象としたスクールソーシャルワーカーによる虐待防止研修を開催している。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、集合開催が困難であったが、DVDによる研修に変更して実施した。これにより、全教職員が常に虐待に対して高い意識を持つことができている。</p>	
総合教育研修センター	<p>教育相談事業(オンライン)</p> <p>○コロナ禍における取組として、オンライン会議システムを活用した教育相談を11月から実施している。</p>	